

令和8年2月定例会 こども未来・安心対策特別委員会（付託）

令和8年3月4日（水）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	岡田	理絵
副委員長	川真田	琢巳
委員	井村	保裕
委員	平山	尚道
委員	長池	文武
委員	立川	了大
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉

議会事務局

政策調査課副課長	仁木	ちあき
政策調査課課長補佐	幸田	俊樹
政策調査課主任主事	丹生	瞳

説明者職氏名

〔こども未来部〕

部長	原内	孝子
副部長	犬伏	伴都
こども未来政策課長	河井	美智子
子育て応援課長	玉岡	あき子
こども家庭支援課長	吉田	恵司
男女参画・青少年課長	内海	三枝子

〔生活環境部〕

副部長	吉成	浩二
生活環境政策課長	島	智子
労働雇用政策課担当課長	山本	雄史
多文化共生・人権課長	山田	寛之

〔保健福祉部〕

部長	福壽	由法
次長（健康福祉担当）	大西	秀城
地域共生推進課長	杉友	賞之

医療政策課長	藤坂 仁貴
健康寿命推進課長	井原 香
健康寿命推進課国保運営室長	松浦 正治
長寿いきがい課長	島田 准子
障がい福祉課長	杉生 忍

〔経済産業部〕

部長	黄田 隆史
産業人材課長	小山実千代

〔教育委員会〕

教育長	中川 斉史
教育DX推進課長	戎 弘人
教育創生課長	青木 秀夫
義務教育課長	長谷 彰彦
高校教育課長	金岡由岐子
いじめ・不登校対策課長	福多 博史
体育健康安全課長	國方 正一
生涯学習課長	新開 弓子

〔警察本部〕

生活安全部長	前川 伸二
少年女性安全対策課長	野田 浩史

【説明事項】

- 提出案件について（説明資料（その4））
-

岡田理絵委員長

ただいまから、こども未来・安心対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

議事に入るに先立ち、委員各位に申し上げます。

扶川議員から、去る2月12日の事前委員会における発言の中で、プライバシー保護のため該当部分を取り消したい旨の申出がありました。

この扶川議員からの申出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

それでは、議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

原内こども未来部長

それでは、2月定例会に追加提出いたしました案件につきまして、説明資料（その4）により、御説明を申し上げます。

説明につきましては、はじめに、一般会計・特別会計予算の総括と、こども未来部関係について御説明させていただき、引き続き、順次、各部長等から御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和7年度一般会計・特別会計補正予算案でございます。3ページを御覧ください。一般会計・歳入歳出予算について、関係する5部等で、予算の補正をお願いいたしております。

補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり、14億222万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、544億7,876万2,000円となっております。

こども未来部につきましては、2億8,047万1,000円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は、161億2,363万4,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。特別会計についてでございます。こども未来部所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、3,000万円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、1億4,809万4,000円となっております。

次に部別主要事項につきまして、御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。こども未来政策課でございますが、事務局費におきまして、私立学校の振興に要する経費等の減額など、合計で2,412万6,000円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、24億9,774万9,000円となっております。

子育て応援課でございますが、児童福祉総務費において、国の事業終了に伴う国庫返納金の増額など、合計で1億7,411万1,000円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は、90億7,190万9,000円となっております。

6ページを御覧ください。こども家庭支援課でございますが、児童措置費において、児童養護施設等の措置費の増額など、合計で1億4,161万7,000円の増額をお願いしており、補正後の予算総額は、42億5,308万円となっております。

男女参画・青少年課でございますが、女性相談支援センター運営に係る経費の所要額の確定などにより、合計で1,113万1,000円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、3億89万6,000円となっております。

7ページを御覧ください。母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計において、貸付金の申込額が当初の見込みを下回ったことにより、3,000万円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、1億4,809万4,000円となっております。

13ページを御覧ください。繰越明許費追加分でございます。こども家庭支援課の児童健全育成対策費をはじめとした2事業、放課後児童クラブや学童保育の整備に対する経費でございますが、合計で3,332万2,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございま

す。

今後、事業の早期執行に、鋭意、努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

追加提出案件の説明は以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉成生活環境部副部長

続きまして、生活環境部関係の案件について、御説明申し上げます。

説明資料（その4）の3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算でございます。生活環境部につきましては、総括表の上から3段目、左から3列目の補正額欄に記載のとおり、736万5,000円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、4億1,365万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

8ページを御覧ください。生活環境政策課でございます。県立総合高等学校に係る事業の所要額の確定によりまして、129万3,000円の減額となり、補正後の予算額は、1,188万9,000円となっております。

労働雇用政策課でございます。魅力ある職場づくりの推進に係る経費の所要額の確定などによりまして、合計で583万3,000円の減額となり、補正後の予算額は4億100万6,000円となっております。

多文化共生・人権課でございます。ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に係る事業の所要額の確定によりまして、23万9,000円の減額となり、補正後の予算額は、75万5,000円となっております。

以上が、今定例会に追加提出いたしました案件でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

福壽保健福祉部長

それでは、2月定例会に追加提出いたしました保健福祉部関係の案件につきまして、御説明いたします。お手元のタブレットの説明資料（その4）の3ページを御覧ください。

保健福祉部の令和7年度一般会計予算案につきましては、表の上から4段目、左から3列目の補正額欄に記載のとおりです。合計で11億2,482万2,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額は、合計で359億7,476万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、部別主要事項説明により、各課の主な事項について御説明いたします。

9ページを御覧ください。医療政策課でございます。1段目の医務費につきまして、徳島大学との連携による地域医療体制の確保・充実に向けた取組に係る経費が当初の見込みを下回ったことなどにより、合計欄に記載のとおり2億4,043万円の減額をお願いするものです。

続きまして、健康寿命推進課でございます。1段目の老人福祉費につきまして、後期高齢者医療事業の財政安定化に係る経費が当初の見込みを下回ったことなどにより、10ペー

ジの合計欄に記載のとおり、7億8,582万9,000円の減額をお願いするものです。

長寿いきがい課でございます。2段目の老人福祉費につきまして、介護保険事業の財政安定化に係る経費が当初の見込みを下回ったこと、また、国の総合経済対策に呼応した11月補正予算としてお認めいただいた介護施設等に対するサービス継続支援事業について、国から事務費が追加交付されたことなどにより、合計欄に記載のとおり、9,856万3,000円の減額をお願いするものです。

次に、14ページを御覧ください。繰越明許費でございます。長寿いきがい課の介護保険対策費につきましては、先ほど御説明いたしました介護施設等に対するサービス継続支援事業に係る事務費について、これまでに認めいただいた繰越額に加えまして、3,748万7,000円の繰越しをお願いするものです。

また、同じく長寿いきがい課の老人福祉施設整備事業費につきましては、地域介護総合確保施設整備事業について、財源である国費の内示が遅れたこと等に伴い、補助を受ける事業者において、年度内での事業完了が困難となったため、これまでに認めいただいた繰越額に加えまして、2億7,400万5,000円の繰越しをお願いするものです。

追加提出案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

黄田経済産業部長

続きまして、経済産業部関係の案件につきまして、御説明いたします。説明資料（その4）の3ページをお願いいたします。

経済産業部の令和7年度一般会計予算案につきましては、補正額欄の4段目に記載のとおり、5万1,000円の増額をお願いしており、補正後の予算総額は、583万8,000円となっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。主要事項説明でございます。

産業人材課でございますが、計画調査費の①のア、徳島版マイスター制度ステップアップ事業におきまして、ドイツとの相互交流に係る経費の増加により、5万1,000円の増額をお願いしており、補正後の予算総額は、583万8,000円となっております。

以上が、今定例会に追加提出をいたしております、経済産業部関係の案件でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中川教育長

それでは、2月定例会に追加提出致しました、教育委員会関係の案件につきまして、御説明致します。お手元の説明資料（その4）の3ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会につきましては、表の下から2段目の左から3列目、補正額欄に記載のとおり、5億5,056万円の減額補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で19億6,087万8,000円となっております。なお、財源につきましては、財源内訳欄のとおりでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。部局別主要事項説明により、各課の事項について、御説明させていただきます。

まず、教育DX推進課でございます。教育指導費の摘要欄①、学校教育振興費におきま

して、公立義務教育諸学校における一人1台端末の購入補助に係る事業の所要額が確定したことなどに伴い、総額で、5億2,034万3,000円の減額をお願いいたしております。

次に、義務教育課でございます。教育指導費の摘要欄①、給与費におきまして、幼児教育施設を対象とした実践的な研修機会の充実に係る事業の所要額が確定したことなどに伴い、総額で8万5,000円の増額をお願いいたしております。

次に、いじめ・不登校対策課でございます。教育指導費の摘要欄②、生徒指導費におきまして、校内教育支援センターの設置促進に係る事業の所要額が確定したことなどに伴い、総額で、1,668万4,000円の減額をお願いいたしております。

次に、体育健康安全課でございます。保健体育総務費の摘要欄①、保健管理指導費におきまして、子供の健康課題である肥満予防と生活習慣改善に向けた取組に係る事業の所要額が確定したことなどに伴い、総額で、18万4,000円の減額をお願いいたしております。

最後に、生涯学習課でございます。社会教育総務費の摘要欄①、青少年教育費におきまして、地域における子供たちの健全育成に係る事業の所要額が確定したことなどに伴い、総額で、1,343万4,000円の減額をお願いしております。

追加提出案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い致します。

岡田理絵委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

平山尚道委員

私からは、県民の方から少し心配の声があったので1点、質問させていただきますが、高齢者の透析治療継続に向けた取組について、お伺いをいたします。

先日、地元紙で美波町の医療保健センターに開設されている透析施設が今月末で閉鎖され、クリニックの機能を牟岐町の診療所に集約した上で、希望者には送迎バスを利用してもらえるよう準備を進めるとの報道がございました。

透析治療を受けられる方の多くは高齢者であり、地元からは、かかりつけの医療機関が遠くなり、災害時を含め今後、透析治療を継続的に受けられるのかという不安の声を多く聞いております。

県内でも高齢化が急速に進行する中、こうした問題は県南だけでなく県全体の課題ではないかと考えますが、現状、県内全体でどれぐらいの透析患者がいらっしゃるのか、また透析治療を受けられる医療機関はどの程度あるのか、教えていただきたいと思っております。

藤坂医療政策課長

ただいま、平山委員より、県全体での透析患者数と透析治療を受けられる医療機関数について御質問を頂きました。

県内における透析患者数及び透析医療機関数につきましては、透析医療に関わる医師の団体である徳島県透析医会から提供いただいた情報によりますと、令和6年12月末時点で、

透析患者数が3,346名、透析医療機関数が38医療機関となっております。

平山尚道委員

令和6年12月末のデータでは、透析患者数が3,346名で、透析医療機関数が38機関とのことでありました。

透析患者は高齢の方が多く、継続的に透析治療を行う必要があり、災害時に治療が受けられなければ命の危機にさらされることとなります。

県では、災害時でも透析治療が可能な病院について把握されているのか教えてください。

藤坂医療政策課長

ただいま、災害時でも透析治療が可能な病院についての御質問を頂きました。

同じく徳島県透析医会から提供いただきました情報によりますと、令和6年12月末時点で、県内の透析医療機関全てにおいて、災害時でも透析患者への対応が可能とされており、1日当たりの最大透析数については、県内透析医療機関の合計で2,623回可能と伺っております。

なお、例えば、かかりつけ医療機関が被災をして診療継続が困難となった場合には、そうした情報を基に県が患者搬送手段等の検討を行うほか、透析治療に必要な水や電気などのライフラインに被害があった場合でも、県が事業者と締結している協定等に基づき、県の災害対策本部を通じて優先的に供給を行うこととしております。

平山尚道委員

災害が起こった場合の対応について検討されているとのことですが、患者さんにとっては医療機関が遠くなるというのは大きな不安であります。

透析患者は、中二日以上、治療の間隔を空けますと、体に毒素や水分が溜まり、死亡のリスクが高まります。南海トラフ地震など大規模災害も懸念されますので、関係機関との連携の上、引き続き対策を強化していただき、透析患者の皆様の不安が少しでも払拭されるよう、しっかりと取組を進めていただきますよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

梶原一哉委員

私からは、中高生の自転車の違反についてお伺いいたします。総務委員会でも様々な質問をさせていただいたんですが、教育委員会にお聞きをしたいと思っております。

この度、道路交通法の改正で4月1日から青切符が導入されることになっています。今回の改正では、歩道の自転車走行でありますとか、ながらスマホ、イヤホン、ヘッドホン、無灯火、二人乗り、一時停止など、幅広く取締りの対象になるということですのでございますけれども、特に中高生の方とか若い人への周知が非常に大事かと思っております。

教育委員会としては、この周知をこれからどのように進めていくのか、お聞きしたいと思っております。

國方体育健康安全課長

ただいま、梶原委員より、自転車の青切符導入について、生徒への指導をどのように行うのかと御質問を頂きました。

各学校においては、交通安全に必要な知識、技能の習得と交通安全意識の向上を目指して、各教科、道徳、特別活動等において安全教育を行うとともに、交通安全教室などを開催し、教職員による交通危険箇所や交差点等での指導を実施しております。

今年4月からの青切符導入に向けては、生徒への周知指導につきまして、令和7年9月に警察庁交通局が作成しました自転車への交通反則通告制度、青切符の導入に関する自転車ルールブックの配布、また12月には文部科学省からの事務連絡、自転車の交通安全教育ガイドラインの周知活用の推進についてなどを周知するとともに、県警察本部と連携し、自転車のルールなどを記したリーフレットを配布し、各学校の実情に合わせ、活用していただけるよう取組を進めております。

また、今後、新入生への周知も重要であることから、各高等学校で実施しております入学者説明会において、新入生、保護者の皆様が一同に確認できる機会を取るなど、消費者政策課とも連携し、自転車の適正使用について、ヘルメットの着用啓発と併せて各学校へパンフレットを配布することとしております。

さらに各高校、特別支援学校では、交通マナーアップクラブにおいて生徒会を中心とした自主的な交通安全活動を実施していることから、県教育委員会といたしましては、生徒一人一人の規範意識が高まるよう、こうした主体的な取組を積極的に支援してまいりたいと考えております。

今後も、県警察本部、関係部局と連携を密にして、児童生徒の発達段階に応じた交通安全教育に活用できる資料の周知や自転車安全教室等の開催など、自転車安全利用のためのルールとマナーについて指導してまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

分かりました。私も先日、スマホでメールを打ちながら走っている若い方を見ましたけれども、よくあんな芸当ができるものだなと思いました。

法改正になるというのを知らない中高生の方は大変多いと思いますし、また、反則金が1万2,000円ということで、決して安い金額ではないと思います。

いきなりの検挙はなかなかないと聞いているんですけれども、こういうことで検挙されると、生徒だけではなくて、保護者の方も非常に御負担になると思いますので、是非しっかりと周知を進めていただきたいと思います。

先ほど御答弁で、リーフレットとかを配るということをおっしゃっていましたが、本当に捕まるんだぞと、これは本当に危険で大変なことになるよというのを、しっかりと教室内で先生の口から訴えていただきたいと思います。

また、生徒が主体的に取り組む機会を設けるということを言われていましたけれども、当事者の同じ仲間である生徒自身から言っただけのも非常に効果があるかなと思います。

また、県警もショート動画を作ると聞いておまして、周知にはかなり力を入れていただけるそうなので、県警ともしっかり連携を取っていただいで、検挙される方が一人も出ないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ます。

次に、5歳児の健診についてお伺いをさせていただきます。今、1歳半と3歳児の健診が市町村で義務付けをされておりますが、発達障がいの有無でありますとか、様々な障がいを3歳児までの健診で見つけるのは難しいということで、5歳児の健診が必要ではないかと、今、国のほうでも検討がなされております。

この前も3月1日付の徳島新聞に大きく記事が載ってございましたけれども、県内で5歳児の健診を実施している自治体が5町ということでありまして、石井町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町と、この5町が実施していると。

こども家庭庁としては、2028年までに全自治体での実施を目標に掲げているということなんですけれども、徳島新聞の記事を見ると、県内では実施の体制づくりが難しい自治体もあると聞いております。

ここでは受けられて、ここでは受けられないとかいうことがないようにするのが行政の務めだと思いますので、是非、全ての自治体で早期に5歳児健診ができるように、県としても最大限の後押しをお願いしたいと思うのですが、このことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

玉岡子育て応援課長

ただいま、5歳児健診に向けて御質問を頂きました。

乳幼児の健康診査につきましては乳幼児の発育、それから健康の維持増進といった観点から、母子保健法に基づきまして市町村に義務付けられている法定健診と任意健診がございます。

今回、御質問いただきました5歳児健診につきましては任意健診ではございますけれども、5歳児というのが言語の理解能力や社会性が高まる時期ということもございまして、子供の特性の早期発見、それから適切な支援を行うということを目的として、国において5歳児健診の全国展開が推進されているところです。

県内におきましては、梶原委員の御質問にもございましたが、今年度5町が実施をしております、未実施の団体からは健診実施に当たっての課題としまして、5歳児健診というのは身体の発育に加えて、言語とか精神面、発達面での評価を主目的にするということもございまして、ノウハウが少なくて実施方法が分からないといったところとか、健診を行う医師や専門職の確保が、なかなか困難であるといったようなお声も聞いているところです。

こうしたことから、県では今年度新たに、市町村、それから医師など専門職を対象にした研修会を開催いたしまして、専門家を招いた講演ですとか、県内外で先行して5歳児健診をされている事例について情報共有を図るなど、市町村の5歳児健診の実施体制の整備に取り組んでいるところでございます。

今後とも、こうした県内の現状や課題について関係機関ともしっかり情報共有しながら、県全体として就学前までの切れ目ない乳幼児健診の実施体制が早期に構築されるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

分かりました。実施に向けては、こども家庭庁も支援に使える国庫補助金とかを設けているみたいですので、そういうところもうまく使っていただいて、とにかく全ての自治体で実施ができるようお願いしたいと思います。

新聞の記事には、三好市は保健師が出向いて行って5歳児健診に代わる事業を行っているということが書いてあります。これは非常に大事な事業だと思いますので、できないなら暫定で今できることを、保健師が出向いてやるとか、こういうことを暫定的にできることをしっかり行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、補聴器の購入補助についてお伺いをさせていただきます。

今、加齢性の難聴に悩む高齢者の方が大変に増えておりまして、難聴になりますと会話とか社会的な交流が減って、そのままにしておくと、うつとか認知症の進行が非常に早くなると言われております。

身体障害者手帳の交付の対象となるような、重度の聴覚障がい者の方については国の支援制度がありますけれども、軽度、また、中程度の方については支援制度がなく、年金が非常に低額の方でありますとか、また、無年金の方といった経済的に非常に厳しい方については、補聴器も5万円ぐらいから上は50万円ぐらいまで様々な物があるみたいですが、非常に負担で、購入をためらうケースが多々あると全国で言われております。

こうしたことから、補聴器の購入に対して補助制度を設ける自治体も徐々に増えておりまして、隣の香川県においては、加齢性難聴対策推進事業ということで県が行っていますけれども、介護予防教室に参加された高齢者のうち、耳鼻科で補聴器が必要と診断された高齢者に対して購入費用を助成するという制度ができたそうでございます。

こうしたことから、本県においてもこうした取組を調査研究していただいて、全国的にもいろんな自治体がこういう取組をしているみたいですので、県としても取組を検討してはどうかと思うのですが、お考えをお聞かせいただければと思います。

島田長寿いきがい課長

高齢者の方の加齢性難聴に伴う補聴器の購入補助について御質問を頂きました。

高齢者の方にとって加齢に伴う難聴は、梶原委員がおっしゃいますように周囲とのコミュニケーションを困難にし、社会参加の機会を減少させるという要因にもなりうることから、フレイル予防の観点からも難聴高齢者の早期発見、対応の重要性が指摘されているところでございます。

国においては、日本医療研究開発機構によりまして、聴覚障がいの補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究が実施されましたが、難聴と認知症の因果関係は明確にされておらず、引き続き調査研究が続けられているところです。

全国の難聴の高齢者に対する補聴器の購入助成につきましては近年、市町村において導入が進んでおりまして、現在、都道府県では東京都と山梨県で市町村事業に対する補助が実施されているところでございます。

また、県内の市町村でも補聴器購入費用の助成が今年度から5町において実施されており、今後新たに助成を検討している市町村もあると伺っているところでございます。県といたしましては、国における難聴と認知症の因果関係の研究の進捗状況、また来年度より助成を開始する香川県の取組状況を注視するとともに、県内の市町村の状況を調査するな

どして今後、検討してまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

分かりました。私の周りでも聞こえづらくて、なかなか会話がスムーズにいかなくて、当事者の御本人にしてみたら、本当に辛いんだろうなと感じるときも多々あります。ですので、この事業も非常に大事な事業かと思えますけれども、先ほど答弁の中で東京都と山梨県ということでおっしゃっていましたが、東京都と比べるとは酷かなとは思いますが、東京都では、今年度都内全てで62の自治体があるらしいんですが、そのうち8割超が難聴者の購入金補助に対する助成制度を設けるといわれています。

これは収入制限がある所とない所があるのですけれども、経済的に恵まれている方については御自身で負担していただいて、先ほど申し上げたように、非常に年金生活が厳しい、例えば無年金の方もおられますので、そういう方についてはしっかりと補助を打つことが大事かと思っております。

県内の5町で実施中ということですので、全ての自治体で実施ができるように、県としても市町村に任せきりにするのではなくて、しっかり取り組んでいただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

近藤諭委員

私からは、外国人の児童生徒に対する教育の現状についてお伺いをいたします。

さきの定例会で、多文化共生社会の実現に向けた県の取組について質問をさせていただきました。在留外国人が増加する中、多文化共生社会の実現に向けては、生活交流支援や日本語教育の充実が必要だと考えております。

その中で、外国人の子供たちに対する教育や支援についても、当然、考えていかなければなりません。文部科学省の統計では、公立学校に在籍する我が国の外国人児童生徒数は、平成27年度では7万6,000人、そこから年々増加して令和6年度には約13万9,000人となり、10年間で約1.8倍に増加をしております。

そこでまず、本県の公立学校の外国人生徒数の推移について教えてください。

長谷義務教育課長

ただいま、近藤委員から、本県公立学校の外国人児童生徒数の推移について御質問を頂きました。

令和6年5月の調査では、本県の公立学校における外国人児童生徒数は180名となっております。令和元年度の133名と比較いたしますと約1.4倍に増加している状況でございます。

近藤諭委員

外国人の児童生徒が増加する中で、公立学校においては日本国籍を含む日本語指導が必要な児童生徒が10年間で約2倍に増えており、学校がその指導に苦慮しているという報道もございます。

本県の公立学校では、日本語指導を必要としている児童生徒は、どれぐらいの数がある

のか、また、公立学校における外国人児童生徒に対する教育の仕組みがどのようになっているのか、併せてお伺いします。

長谷義務教育課長

ただいま、本県公立学校において日本語指導を必要としている児童生徒がどれぐらいいるのか、また、外国人児童生徒に対する教育の仕組みについて御質問を頂きました。

県教育委員会では、学校から希望があった場合に日本語支援員を派遣しております。令和7年度に日本語支援員派遣をしまして支援を受けた園児児童生徒の人数は、海外から帰国した日本国籍の児童生徒を合わせて124名となっております。

続いて、外国人児童生徒に対する教育の仕組みについてでございますが、外国人児童生徒に対する教育は、児童生徒を受け入れた学校が行っております。そのうち日本語指導を行う必要のない児童生徒につきましては、日本人の児童生徒と同じ教室で通常の教育課程で学んでおります。

また、日本語指導が必要な児童生徒につきましては、日本語の習得状況に応じて在籍学級での授業に他の教員や支援員などが入って支援をする入り込み型と呼ばれる指導と、個別の指導計画を作成し、一部の時間に在籍学級以外の教室で日本語を指導する取り出し型の指導を行う場合がございます。

いずれの場合も、各学校で日本語指導の担当教員を決めて、指導計画を立てて指導を行っておりますが、日本語指導を専門的に学んだ教員や外国人児童生徒に対する指導経験がある教員は少なく、特に外国人児童生徒を初めて受け入れる学校では、その対応に苦慮する状況も生じているところでございます。

近藤論委員

124名というのは結構多いのかなと感じはするのですが、外国人児童生徒に対する教育は各学校が各々実施しているということなのですが、日本語指導を専門的に行うことができる教員は多分少ないとは思われます。

教育委員会から支援や地域の関係団体の協力は当然必要だとは考えるのですが、外国人生徒に対する教育を支援するために、現在、県の教育委員会ではどのような取組を行っているのかを教えてください。

長谷義務教育課長

ただいま、外国人児童生徒に対する教育を支援するために、県教育委員会ではどのような取組を行っているかという御質問を頂きました。

県教育委員会では、外国人児童生徒に対する教育におきまして支援体制の充実、日本語指導の充実、情報提供の充実の3点を柱に掲げまして各種支援を行っております。

そのうち、支援体制の充実につきましては、大学関係者や県内の日本語教育に携わる関係団体と連携して、外国人児童生徒支援のための協議会を開催し、専門的な知見を踏まえた適切な支援の在り方について検討を行うとともに、市町村教育委員会との連絡会を通じまして、外国人児童生徒支援のための情報交換や事例紹介による支援体制の強化を図っております。

また、県教育委員会事務局内に日本語教育トータルサポートセンターを設置しまして、学校や市町村教育委員会からの支援に関する各種相談に対応しているところです。

次に、日本語指導の充実につきましては、実際に外国人児童生徒の教育に携わっている教員を対象とした日本語指導研修講座を開催しまして、指導力の向上を図るとともに、希望する学校には、先ほど申しました日本語支援員を派遣しております。日本語支援員には主に取り出し型の指導において、教員と共に日本語指導を行っていただいております。特に初めて外国人児童生徒に対する教育を担当する教員にとっては、支援員の指導が参考となることも多いと伺っております。

これまでのところ派遣希望のあった全ての学校に支援員を派遣することができておりまして、毎年度この日本語支援員の方を対象とした研修会も実施をいたしております。

3点目の情報提供の充実につきましては、ウェブサイトや教員を対象とした掲示板を通じて外国人の子供の受入れに関する専門的な情報や外国人児童生徒の保護者向けの情報、また、研修会や日本語教室の案内などの情報を発信しているところでございます。

引き続き、他県の先進的な取組も参考にしまして、本県における外国人生徒を支援するための取組を推進してまいりたいと考えております。

近藤諭委員

支援体制、日本語指導、情報提供の充実について、様々な取組が行われているということとは理解をいたしました。

しかし、実際に学校側が外国人児童生徒を受け入れるに当たって、配慮が必要な事柄も多いとは思いますが、外国人児童生徒を受け入れる学校では、一体どのようなことに配慮しているのか教えてください。

長谷義務教育課長

ただいま、外国人児童生徒を受け入れる場合、学校がどのようなことに配慮しているのかという御質問を頂きました。

外国人児童生徒を学校に受け入れるに当たりましては、児童生徒の多様な背景について様々な配慮が必要でございます。例えば、宗教的な背景によって食事の面で配慮が必要な場合があり、イスラム教圏の子供の場合は、宗教的な理由で口にできない食品があるため、給食ではなく弁当を持参してもらうなどの対応を行っております。

また、授業におきましても、体育には参加するのか、その時の服装はどうするのか、どこで着替えるのかなどについて事前に保護者と協議し、確認を行っております。

そのほか、学校行事におきましても、生活習慣や宗教的な背景から参加が困難な場合もあり、日本の学校生活についてよく説明し、保護者の理解や協力を得ながら教育活動を実施しているところでございます。

また、在籍の児童生徒に対して外国人児童生徒の転入を伝え、その国の文化や生活習慣を紹介する機会を設けたり、学校からの連絡文書などが読解できない保護者の方に対して、地域の方に通訳や連絡を行っていただいているといった事例も聞いております。

引き続き、外国人児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、民間団体等の関係者とも連携協力しながら対応してまいりたいと考えております。

近藤諭委員

教育委員会における取組は、理解をさせていただきました。今後、外国人児童生徒はさらに年々増加すると考えられますが、教育委員会としては、今後、増える外国人児童生徒に対して一体どのように取り組んでいくのか教えてください。

長谷義務教育課長

外国人児童生徒に対する教育に、今後どのように取り組んでいくのかという御質問を頂いております。

引き続き、外国人児童生徒に対する教育について、先ほども申し上げました支援体制、日本語指導、情報提供の三本の柱を中心に、充実に努めてまいります。

具体的には、国の帰国外国人児童生徒等教育の推進支援事業を活用して、日本語支援の確実な実施や教員に対する研修の充実、また日本語支援員の登録者数の拡充などに努め、これまでと同様、希望する全ての児童生徒が支援を受けられる体制を維持強化していきたいと考えております。

また、学校現場への今後の支援策としましては、ICTを活用しましてオンラインでの情報交換の場を構築し、初めて日本語指導に携わる教員や支援に苦慮している教職員等へのバックアップ体制も整えてまいりたいと考えているところでございます。

近藤諭委員

外国人の児童生徒の対応というのは、最初の入り口が非常に重要と考えておまして、最初から不十分な日本語支援体制だった場合には、どうしても児童生徒の孤立化とか孤独化による、そこからの学力の低下であったりとか、不登校といった問題に発展するおそれがあると考えられます。

支援人員が不足しているのでしたら、民間のボランティアとか募集を掛けて、地域を含めて応援体制をしなければ、多分、多言語というか、かなりいろんな国からの児童生徒が入ってくると考えますので、そこら辺の対応をよろしくお願ひしたいのと、余りにも学校任せで、担任の先生とかの負担が大きくなるような形で、県教育委員会として考えてもらいたいと思います。

井村保裕委員

私からは1点、公立小学校の給食の無償化についてお聞きをいたします。

国のほうで、この4月から5,200円を負担すると、給食費用の無償化に取り組むということを知っているのですが、実際は、これまで徳島県内でも、それぞれの市町村がやってきた所と、やっていなかった所があると思うのです。私の地元でも、給食費の5,200円が足りませんということを知ったんです。

これだけ食材費と光熱費が高くなってきた中で、現状、公立小学校の給食費があるので、5,200円との差額が出てくるのではないかなと。

その5,200円の差額分をどこが、誰が負担するのだろうと、いろいろ心配するところがたくさん出てきましたので、現状、県内の給食費は幾らぐらいで、差額がこれぐらい出て

いますと把握されているのであれば、まずそこを教えてください。

國方体育健康安全課長

ただいま、井村委員より、給食費の県内の現状ということですが、令和5年に調査した時点で、小学校で5,256円との調査結果が出ております。その後、物価高騰もあり、更に数百円上がっているという情報は得ております。

井村保裕委員

数百円上がっている。では、その差額分はそれぞれの市町村が判断するというのでしょうか。

國方体育健康安全課長

井村委員より、差額分についての御質問を頂きました。

国の基準額を超える差額分につきましては、学校給食法に基づき、引き続き保護者からの徴収を可能としながらも、給食の提供に係るこれまでの各省の関係事業等を活用し、予算の制約による給食の質の低下を引き起こさない自治体の柔軟な工夫が可能とされております。

さらに国の基準額につきましても、毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、今回の取組状況や物価の動向等を踏まえて適切な額を設定するとしております。

財政措置につきましては、学校の設置者である各自治体の判断とはなりますが、県教育委員会といたしましては、引き続き国に対し、学校給食費の完全無償化に向けた恒久的な財源確保を強く働き掛けるとともに、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

井村保裕委員

完全無償化に向けてしっかり要望していただくと。その要望が通るまで負担してあげてほしいと思うのが実情なのですけれども、それぞれの市町村で判断されるということなのです。

昨日、テレビを見ていても、また4,000品目もの商品の物価が上がると。ペットボトルのお茶だけでも200円を超えて、炊き出しのお茶も1.5倍になる。何もかもが高く、食材が高くなってきている中で、1食幾らで充実した給食が足りるのだろうか、粗末と言っただけではありませんけれど、質の低下につながるのではないかとというのが本当に心配するところです。

限られた予算の中で、しっかり食材を充てて栄養バランスを取ってというのはやってくれているだろうけれど、そこらあたりをお願いしたいと思います。

当然、小学校ができましたと言ったら、中学校はと聞かれるのですけれども、今後の中学校への展開というのは、現状どのようになっていますか。

國方体育健康安全課長

中学校につきましては、これまで出ている情報としましては、全国一律での開始時期はまだ確定していないと聞いております。

井村保裕委員

小学校がまだスタートしてないのですけれど、当然今後、中学校もという声が出てくると思いますので、そこらも併せて要望していただきたいと思います。

長池文武委員

通告も何もしていないので、昼まで掛かるような質問ではございません。私は聞き漏らしたので、もう1回説明を受けたいのが、説明資料12ページの教育委員会です。

教育DX推進課の補正額が結構な数字なのですが、この時期に出てくる補正というのは大体最後の調整なので、そんなに補正に対して私もつっこんだりするわけではないのですが、この中身の説明を聞き漏らしたので、詳しく、なぜこういう減額になったかを教えてください。

戎教育DX推進課長

教育DX推進課における補正の減額でございますが、主なものといたしましては、公立義務教育諸学校情報機器整備事業におきまして、市町村の小中学校端末整備におけます補助金の執行残という形になっております。

長池文武委員

今ぐらいの説明だったらすぐにできるだろうと思って無理を言いました。

情報端末というのはパソコンなのでしょう。全員がパソコンを使っているやつですね。全小中高でパソコンを使うようになって、それなりの年月がたったのですが、確認です。

パソコンは買っているのか、リースなのか、レンタルなのか、どのぐらいの周期でどうしているのかというのが知りたい。多分、確かリースだったような気がするのですが、そのあたりの現状をお答えできますでしょうか。

戎教育DX推進課長

一人1台端末の、購入か、リースか、あと更新の周期などについて御質問を頂いております。

購入とリース等につきましては、各自治体において購入若しくはリースという形で、それぞれ御判断いただいております。購入のほうが数としては多いですけど、リースでやっている自治体もございます。

また、更新の周期につきましては、基本的に国のほうが示されておりますが、5年ということになっております。

長池文武委員

私の長男が、この前が卒業式で、高校を卒業しまして、この場を借りて富岡西高等学校の先生方には御礼申し上げたいと思うのですが、今は大学の準備をしているのですけれど、パソコンを必ず用意してくださいという大学の案内が来るのです。

生協に加入したらお安く準備できますよという案内が来るのです。お安くといっても、

パソコンですから安くはないのです。大学生が使えるような最低限のパソコンを準備してくださいみたいな感じなのです。

高校で使ったパソコンをあげられないのですか。うちはあるのですけれども、あげるなり、リースの下取りなり、そんなのがあったらいいのにと、ふと思ったのです。小学校を出る時は、確か卒業の時に英語の辞書をくれるのです。中学校か高校をいつ卒業したときか知らないけれど、印鑑をくれました。あれも有り難い。必要なものを卒業生に渡すというか。今の世の中、パソコンというのは結構必要なのです。小学校から中学校、中学校から高校というのは、それぞれの学校に行ったら準備してくれているのでいいのですけれども、そういうのが高校を出たら途端になくなるのです。

高校の場合は購入で、新入生には新しいものを渡して3年間は授業で使うと、それ以降は自分で使いなさいとしたほうが大事に使うのかなと思ったり、そんなふうになつたらいいなと思うのですが、制度上無理なのでしょうか。

どういう質問をしていいか、私もしゃべりながら分からないのですけれども、あともう1点は、そういったパソコンは、持っているから特に要らないとか、そういう家庭もあるだろうし、子供もいると思うのです。今やっている子供の居場所ではパソコンはないですか。子供の居場所、こども食堂とかは、昔は食事をみんなでしようというのが1番の目的だったのですが、最近では子供の居場所という大きなくくりの中で、食事だけではなくて、遊びだったり勉強だったり、求められているものが多様化する中で、パソコンがあるのかなと思ったりしました。

大学生が来て、ボランティアで子供たちに勉強を教えていますみたいなのをよく聞くのですけれども、ふと思ったのが、案外パソコンの使い方とか、そんなことも小学生とかに教えられたら大学生は自慢できるのだろうなとか思いながら、ただ、そこだけが抜けているなと私は思ったのです。

廃棄だったり、どうしても処理しなくてはいけなくなった中古のパソコンというか、学校で抱えているものが、そういうところに回せたら、より居場所としての機能が上がるのだろうと思うのですけれども、そんなことを検討してもらえるかどうか。担当する部局に答えていただけたらと思うのですけれども、二つぐらいかな。

戒教育DX推進課長

高校におけます一人1台端末を3年間、生徒が使われた後、そのままその後も使っただけにならないかというような御質問でございましたが、現在のところは購入、若しくはリースしたものにつきまして、生徒が卒業後は次の生徒にお渡しするという形で運用させていただいておりますので、今のところ、そういったことは非常に難しいと考えています。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、こども食堂をはじめとした子供の居場所でのパソコンの活用について御質問を頂きました。

現在、こども食堂におきましては、食事提供だけではなく、学習支援や、野菜を育てるとか、食事プラスの様々な活動をしていただいている所も幾つかあると聞いているところ

でございます。

そうした中で、申し訳ございませんが、パソコンを使った支援等はしているかということまでは十分把握できていないのですけれども、そういったプラスの活動の中で子供に寄り添った様々な支援活動が行われるということは、期待されるところでございます。

そういった活動につきましては、こども食堂が集まりました協議会等ありますので、情報の共有等を図ってまいりたいと考えております。

長池文武委員

うちの会派のコピー機が、この月末までのリースが切れるのです。更新という制度があって、更新したら今まで月5,000円とか1万円とか掛かっていたものが、更新でその同じ機器を引き続き使うのだったら、それが要らないとなるのです。ただし、1枚につき幾らというカウントは付いていますから、それでリース屋は利益が出るのでしょうか。

多分、パソコンについても世の中にいっぱいあふれかえっているのだろうなという気がしまして、少子化で徳島も子供たちの人数が減っている中で、そういった教育の場で使ったものを、馴染みがあるので、卒業の際にそのまま渡せたりしたらいいなと思ったりするし、こども食堂にパソコンも無償で貸し出すみたいな、そんなことは他県でも聞いたことないので検討してみてください。

というのは、たくさんお金を余らせているのです。幾ら減額しているか、5億円でしょう。これは本当に庶民感覚ですが、これだけ余るのだったら渡してあげたらいいのにといい話なのです。中身は大体聞いて分かります。このぐらいの調整で、毎年このぐらいは積んでおかないといけないお金で、それから減額になるのは分かるのですけれども、一般的な庶民感覚、県民目線で言うと、毎年この時期に出てくる減額補正を見たら、こんなにしないだろう、あんなにしないだろうという気持ちになる。

俺も、今日これを見ていたら、5億円かな、なんかそんなことも将来的な発想としてあってもいいのかなと。いかに徳島の子供たちがそういう端末に慣れ親しんで、社会に出たときに他県の子供たちに引けを取らないような、成人になるための準備ですから、渡せるものは渡して、そういう発想も今後検討していただきたいなと言うのを申し述べて、終わりたいと思います。

岡田理絵委員長

今年度最後の委員会ですので、少し質問をさせてもらいたいと思います。

今、正に、昨日と今日、中学生の子たちが15の春の挑戦をされていて、今日が面接でみんな頑張ってくれていると思います。

それで、高校の在り方というのについて、ものすごく長い間、徳島県においても検討会議であったり、いろいろこうあったほうがいいのかという検討している間に社会環境が非常に変わってきたり、また、急激な少子化を受けて、高校の無償化であったりとか、私立の広域通信制といいますか、通信教育の学校も増えてきたりして、子供たちの選択肢が非常に増えてきている環境にあります。

9月議会においても、学区制が撤廃されるに当たって、県内の子供たちが広域で学びを確保するためにも、寮といいますか、宿泊できる場所を設置をしたほうがいいのかではない

かというところも含めて質問をさせていただきました。

徳島県に住んでいる子供たちが、徳島県の中で夢とか希望とかに向かって学べる学校づくりを今検討されているところだと思うのですが、今回最後の委員会ですので、また改めて今年度の総括として、今の現状と今後どのように考えられているのか教えてください。

青木教育創生課長

岡田委員長より、今後の高校の魅力づくりといった点で御質問を頂きました。

岡田委員長がお話しのとおり、高校を取り巻く環境が大きく変化する中で、子供たちが夢や希望に向かって学べる学校づくりを進めるということは、非常に重要だと考えております。

県教育委員会では、昨年7月に設置をいたしました公立高校の在り方検討会議におきまして、多角的な観点から公立高校の将来像について議論を進めておりまして、先日も当会議から報告された1次取りまとめにおきましても、本県公立高校に求められる役割ということで、生徒一人一人の可能性を最大化する徳島ならではの多様で質の高い教育環境の実現が掲げられるとともに、更なる特色化・魅力化の推進をはじめ、学校の規模、配置、入試制度の見直し等について、これまでの検討結果が示されたところでございます。

当会議は来年度まで検討を進めるということとしておりまして、当会議からの最終報告を踏まえた上で、県教育委員会として魅力ある学校づくりに向けまして公立高校の在り方について、一定の方向性をお示ししたいと考えております。

岡田理絵委員長

議論をしてくださっているのは分かっているのですが、将来的な方向性とかビジョンについて具体化していくということの見える化が、子供たちにとっても、保護者にとっても、また、地域を取り巻く私たちにとっても必要ではないかなと思います。

そしてずっと、特色化とか魅力化とか抽象的な言葉で動いてきて、当然、魅力化も特色化も想像する言葉から、受ける人が想像しているものは多分違うと思うのです。10人いたら10人の魅力があって、10人の特色があると思うのですが、その中で、子供たちが将来、徳島の学校に行きたい、徳島の高校に進学したいと思ってもらえる、ある程度見える化をしていただくことが重要なのかなと思います。

子供たちも年によってそれぞれなりたいこととか、目標にするものとか変わってはくると思うのですが、夢を追い掛けていく中であって、一つの通過点として、高校というものが存在すると思います。あと3年経ったら学区制が撤廃されますので、県内各地にいる子供たちが、どこでも高校に行けるようになるというところを踏まえて、夢を実現するためにはこの学校がいいなと、県内の学校で選んでもらえるような、それをいかに決めていくか、見せていくかというのが非常に重要だと思いますので、是非そのあたりについて具体的な施策として、今後どのように展開していこうと考えられているのか教えてください。

青木教育創生課長

魅力ある高校づくりに向けた具体的な施策について御質問を頂いております。

令和11年度入試からの学区制撤廃を控える中、生徒に選ばれる魅力ある学校づくりに向けた取組を早急に進めていく必要があると考えております。

先ほど申し上げた在り方検討会議からの1次取りまとめにおきましても、更なる特色化・魅力化の方策といたしまして、新たな学科・コース等の設置や文理融合、探究活動の深化、また大学や企業との連携など、多くの御提言を頂いております。県教育委員会といたしましては、在り方検討会議の来年度の最終報告を待つことなく、できることから積極的に進めてまいりたいと考えております。

具体的には、来年度当初予算案に高校教育特色化・魅力化推進スタートアップ事業を新たに盛り込んでおりまして、例えば人材不足が懸念される医療分野でありますとか、教育分野での人材等の育成でありますとか、企業等との連携協働による専門高校での実践的な学びなど、徳島ならではの教育環境の創出につながる取組を支援したいと考えております。

また、先月、国においても高校教育改革のグランドデザインといたしまして、将来の産業構造の変化等を見据えた理数系人材、産業人材の育成方針が示されるとともに、新たな基金創設による支援策が講じられておりますので、本県においてもこうした基金を活用できるように早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

こうした取組を通じまして徳島の子供たちが自らの強みを生かし、夢や目標に向かって主体的にチャレンジできる学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

岡田理絵委員長

是非、子供たちが将来を考えながら挑戦していける環境づくりの一つとして、高校というものを位置付けていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでもう一つ、教育委員会にお願いしたいのは、各高校の在り方が変わっていくのと、それと高校の魅力化というのは、非常にスピーディーに変わってきていることです。

当然、今の私たちより上の世代で学区制が始まっていますので、学区制を撤廃した後の高校受験しか知らない世代の方たちが、今小学校と中学校の先生をされていると思います。

そうなってくると、学区制が撤廃になった時の子供たちの進路の在り方のサポートについては、先生方が県下中の学校について分かるような体制が必要です。

子供たちには受けたい学校をオープンスクールで見学する機会がありますが、是非、小学校の先生とかにもオープンスクールの機会か、また別途、先生方の夏休みとかの一つに学校見学の日とかを設けてもらって、先生方にも学校はこんなふうになっているんだ、こんな所がこの学校の特色だということを子供たちに対して説明できるように。

当然、タブレットで学校のホームページを見たら、きちんとできているから分かるのですが、それはデジタルで見るものです。先生方が体感してもらって、リアルな声で、子供たちに頑張ると応援できるような支援体制というのを是非作っていただきたいと思っています。

学区制に囚われている世代といたしましては、それが無くなった今も自由に受けられる環境にはなっていますが、ただ先生方の年齢とすると、ほぼほぼ、特に管理職の方たちは学区制世代だと思いますので、その部分が変化しているということが実感できるような取組の一つ入れていただいて、小学校の先生から徳島の高校にはこういう所があるか

ら頑張れよという応援につなげてもらえる体制づくりをお願い申し上げて、この話を終わりたいと思います。

それでもう一つ、学びの多様化学校については、今年度いろいろ議論させていただきました。また、1月には委員会で鎌倉市に視察に行かせてもらって、先生が本当に生き生きと現状を語ってくださり、保護者の皆さん方が本当に子供たちと一緒に学校を支える環境づくりをされているところを拝見させてもらって、学びの多様化学校は選択肢の一つとして非常に重要な学校ではないかと思いました。

今回の新しい学びの多様化学校は、令和9年度4月からの新入生を呼び込むというところになりますので、令和8年度中にはほぼ出来上がっていないといけません。粛々と準備が進められていくと思うのですが、やりたい先生が集まってきて準備ができるような環境づくりとか、そしてまた、子供たちを育ててきた保護者の皆さんたちが情報共有できるような環境づくりというのを、是非進めていただきたいと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

岡田委員長より、学びの多様化学校の今後の開校に向けての準備等につきまして御質問を頂きました。

現在、設計施工に係る一括方式により公募したところ3社から企画提案があり、12月に企画提案選定委員会により優先交渉権者を選定し、現在は設計の協議を進めているところであります。同時に施設整備と並行して鳴門教育大学と検討ワーキンググループを立ち上げ、学びの多様化学校に必要な特別の教育課程の編成やオンライン支援の在り方等についても協議を進めているところです。

岡田委員長がおっしゃるように、そこで学ぶ子供たちにとって、また保護者にとって、居場所であり学びの場である充実した学習環境を整えていくことが大変重要であると考えております。

令和9年度の開校を目指して、しっかりといろいろな御意見も頂きながら進めてまいりたいと考えております。

岡田理絵委員長

みんなが期待していますので、子供たちの選択の一つとなって、そして子供たちの笑顔が、そして笑い声がこだまするような学校になることを期待しておりますので、是非お願いしたいと思います。質問は以上です。

岡田理絵委員長

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それではこの際、お諮りいたします。常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、私たち特別委員会の委員においても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、閉会の日辞任することになっております。

そこで辞任の手続につきましては、委員長において取り計らいたいと思いますが、よろ

しいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それではそのようにさせていただきます。

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

各委員におかれましては、この1年間、熱心に審議を賜りまして、議事運営に御協力くださいまして誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、大過なく委員長の役割を終えることができました。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

また、原内子ども未来部長をはじめ、理事者各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力くださいまして、本当にありがとうございました。

審議の過程で表明されました委員の意見や要望を十分尊重されまして、今後の施策に反映していただけますようお願い申し上げたいと思います。

報道機関におかれましても御協力賜りましたことを、深く感謝申し上げたいと思います。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のために御活躍くださいますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうも1年間ありがとうございました。

原内子ども未来部長

理事者を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。

ただいま、岡田委員長から、御丁重な御挨拶を頂きまして、誠に恐縮いたしております。岡田委員長、川真田副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、この1年間、こども未来・安心対策関係の所管事業につきまして、御審議、御指導を賜り、深く感謝申し上げます。

頂きました貴重な御意見、御指導をしっかりと受け止め、今後の施策の推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の今後、ますますの御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

岡田理絵委員長

これをもって、こども未来・安心対策特別委員会を閉会いたします。（11時54分）